

# 平成30年度第1回松戸市公設地方卸売市場運営審議会会議録

1. 日 時 平成31年2月5日(火) 午後2時から午後3時
2. 開催場所 松戸市役所 新館7階大会議室
3. 委員出欠  
【出席者】 島田 薫 委員、小林 弘明 委員、大橋 唯男 委員  
及川 正一 委員、高橋 治 委員、木口 直之 委員  
文入 加代子 委員、稲葉 久恵 委員、武士俣 淑恵 委員  
落合 厚子 委員、佐藤 正二郎 委員、伊藤 友一 委員  
齊藤 昇 委員、藤田 寛 委員、正司 進 委員 (計15名)  
【欠席者】 東 紀久子 委員、芦田 恵一 委員 (計2名)
4. 事務局  
 渋谷 和夫 経済振興部長、渡部 俊典 経済振興部参事監  
 岡田 卓 消費生活課長、齊藤 耕也 南部市場長、白石 義之 課長補佐  
 今井 悦匡 主幹、安田 友貴 主事 (計7名)
5. 議 事  
 (1) 南部市場の耐震について  
 (2) 卸売市場法改正について  
 ①概要の説明  
 ②市場取引委員会(専門部会)の設置について  
 (3) その他
6. 会議内容 別紙「会議録」の通り

## 平成30年度第1回 松戸市公設地方卸売市場運営審議会会議録

### 【司 会】

定刻となりましたので、これより平成30年度第1回松戸市公設地方卸売市場運営審議会を開催いたします。

私は、本日審議会の司会を務めさせていただきます、消費生活課 白石と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の出席者数及び欠席者数を報告いたします。

本日の審議会につきましては、出席者数は15名、欠席者数は2名となっております。

したがいまして、過半数以上の委員さんのご出席をいただきましたので、審議会条例第6条第2項の規定を充足しておりますことを、ご報告いたします。

それでは、開催に先立ちまして島田会長よりご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

### 【会 長】

お忙しい所お越しいただきありがとうございます。

私は、島田薫と申します。2年前まで聖徳大学に30年程おりました。今年4月に平成という名前がなくなり、平成30年という事ですけど、今から17年前にこの審議会が発足しました。17年前の夏の暑い日にこの会場に来たのを覚えています。

それから色々な事がありました、2年後に民営化ということを目指しました。

その後、南部市場、北部市場は色々な編成があつて、色々な事件があつて、この時を迎えました。

私どもの審議会の重要なテーマは何かというと、松戸市の市民の方たちに幸せになっていただくためにサポートする、ここにいらっしゃる方は生産者、消費者、市場関係者の代表です。皆さん達が代表ですから、色々な意見を忌憚なく仰って皆さん達の利益の代表者としてご発言していただければと思っております。

これは非常に大事な会議だと思っております。私どもは皆さん達でこの町をよりよくするために市場を守って、私は東京に住んでいるのですが、松戸市というと浮かぶのは、松戸のダイヤモンドは戸定邸と卸売市場だと思っております。この2つを無くしてはいけない。この市場を守っていく為の審議会というものが、いかに大事かという事を認識していただきたいと思っております。

私も大学は辞めましたので、この会議に働くことはどうかと思ったのですけれど、少しでも市民の為にできる事があつたら全力を尽くそうと思っております。

先日も私が東京の金融の顧問をしておりますので、そちらに市役所の方が来て下さいました。打ち合わせをしていく中で17年の経緯の話をしました。色々なことがあり、それをみんなで乗り越えてきました。これから色々な事が起きると

思います。皆さんで力を合わせて乗り切っていきたいと思っております。  
どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【司 会】

ありがとうございました。  
次に経済振興部長 渋谷よりご挨拶申し上げます。

#### 【経済振興部長】

皆さまこんにちは。経済振興部の渋谷でございます。よろしくお願いいたします。

運営審議会の開催にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、また寒いところ平成30年度第1回松戸市公設地方卸売市場運営審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

さて、卸売市場の取り巻く環境は食生活の変化に伴う生鮮食料品の消費減少、市場外流通の増加等の影響により大変厳しい状況となっている中、昨年6月に改正卸売市場法が国会で成立いたしました。

そして、卸売市場法は昭和46年施行以来47年ぶりの大改正であり、国の一律の取引制限が大幅に撤廃されたため、各市場では新たな取引ルールを定めることとなっております。

こうした準備の必要性から改正法の施行が来年6月にあり、残り1年半となっております。

その為、当市場でもルールを検討していくにあたりこの後、事務局よりご説明がございましたが、市場運営審議会委員によります市場取引委員会を立ち上げて法改正に対応すべく取り組んで頂く次第でございます。

本日は、運営審議会の皆様方には一層のご理解ご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

今後ともよろしくお願いいたします。

#### 【司 会】

ありがとうございました。

それではここで、配布資料の確認をさせていただきます。皆様のお手元には、配布資料として1番から7番までの資料を配布しております。順に確認いたします。

1ページ目をめくっていただきまして、運営審議会の表題です。次をめくっていただきまして、本日の会議次第となります。

議事については、1時間程度予定しております。

次に委員名簿、次に座席表となっております。次に南部市場の現況報告についてこちらは、ホチキス止めで3枚となります。次にカラー刷りで耐震補強図面等について、こちらは、ホチキス止め5枚となります。次に改正卸売市場法の概要

について、ホチキス止めで4枚となっております。

最後に市場取引委員会の設置について配布いたしましたので、ご確認ください。資料漏れはございませんでしょうか。

また、本日の審議会につきましては、後日会議録を作成いたします。そのため、会議内容につきましては録音をさせていただいておりますので、ご了承ください。

何か、ご質問等はございますか。

それでは、議事に入らせていただきます。島田会長、議事の進行をよろしく願います。

## 【会 長】

それでは、審議会に先立ちまして、会議の公開について確認をいたします。松戸市情報公開条例では、審議会を原則公開としております。本日の審議会を公開することに、ご異議はありませんか。

— 異議なし —

ご異議がないようですので、本日の審議会は公開とし、事務局に本日の傍聴人について、報告を求めます。

## 【事務局】

本日の傍聴の申し出について報告します。傍聴の申し出は、ありませんでした。

## 【会 長】

傍聴の申し出がないということですので、早速議事に入りたいと思います。

それでは、会議次第に基づきまして議事に入ります。

はじめに、議事の(1)「南部市場の耐震について」事務局より説明をお願いします。

## 【事務局】

南部市場の齋藤と申します。南部市場の現況についてご説明申し上げます。

南部市場につきましては、取引形態の多様化、市場法の改正等、市場を取り巻く状況が変化してきているなか、市場の活性化を図るために卸会社、仲卸会社、施設会社の協力のもと、公設卸売市場業務の運営を適正に実施すべく努力しているところでございます。

そして、南部市場のセリ場・青果棟・水産棟・関連食品棟などの施設ですが、多くの建物が耐震基準を満たしていないという状況でございました。

水産棟につきましては、施設会社である「いちごマルシェ株式会社」による耐震補強工事が完了しております。

関連食品棟につきましては現在も耐震補強工事中でして、使用しながら、また

営業しながらの工事ということで、水産棟もそうでしたが、なかなか難しい工事であると聞いております。

セリ場と青果棟についてですが、平成29年5月より南部市場の施設会社である「いちごマルシェ株式会社」と松戸市との間で協議を重ねております。詳しくはお手元に配布いたしました「南部市場の現況報告について」に記載してございますが、建替え工事は断念し耐震補強工事を進める予定となっております。仲卸店舗等の市場関係者には説明済みでございます。

今後も、いちごマルシェ株式会社をはじめとする市場関係者との協議を重ねていき、一日でも早く安心安全な市場とし、空き小間解消にも努めて参りたいと思っております。以上です。

## 【会 長】

ありがとうございました。

ここで、施設会社であるいちごマルシェの佐藤委員より耐震補強について、追加説明をお願いいたします。

## 【佐藤委員】

会長のご指名でございますので、追加してご報告させていただきます。

耐震補強の状況については先ほど、斎藤場長からお話があった通りですけれども、若干私の方から捕捉して説明をさせていただきます。

皆さまご存知のように熊本、大分の大地震がございましたけれども、その地震をきっかけとして建物に対する地震の影響という言葉で is 値と申しますけれども、それで見直すという形になりました。

私ども、いちごグループが所有する全建物につきまして速やかに診断した所、松戸南部市場公設部門についても is 値が基準を満たさない、いわゆる倒壊の恐れが一部あるという所でございます。

東日本大震災の時にはそれに耐えられましたけれども、新しい基準に照らし合わせて当社でも安心安全の建物という事で耐震補強、又は建て替え工事をするという事になりました。

私ども所有しておりますのは公設青果部門、水産部門、関連部門、食堂棟、加工所等それぞれの施設をもっておりますけれども、それぞれについて耐震補強工事を実施することになっております。

すでに耐震工事が終わりましたのは、食堂棟、加工所の一部、倉庫棟、会議室棟、それから水産棟全棟です。

青果公設部門につきましてはこの際、松戸の持っている立地を新しい物流としての拠点、それから雇用の創出という観点から全国でも初めてと思われるような青果市場にしてはどうかという意見もございまして、複層階になる建物を建てて、ここで新しい市場を運営するという事を真剣に検討して参りました。

これにつきましては反面、工費の問題それからご使用いただく皆様の利便性、

そういった事を真剣に検討いたしました結果、新しい建物にかかる費用と、コストパフォーマンスという観点からも、松戸南部市場では建替えよりも耐震補強工事の方がいいだろうと判断しました。

一番大きな問題は、やはり松戸市において青果関係者に説明会を開いていただきまして、皆様のご意見を聴取したところ、新しい建物による工費の問題が賃料に跳ね返る問題、それから工事をする期間と仕事ということを考えますと、建替と比較して工費が安く、工期が短い耐震補強の方がいいというご意見の方が非常に多かったと私も思っております。

市場の特殊性と致しまして、仕事をされた後に工事をするということでございますから、水産棟も午後からの工事ということで実施いたしました。そういった事から工期も通常の工事に比べ長くなった感じをいたします。

いずれにいたしましても、安心安全の建物にする観点を第一義として検討した結果、松戸市のご意見を伺い、耐震補強ということを選択することにいたしました。

お手元に先ほど事務局からご説明がありましたけれども、カラー刷り5枚の「青果公設部門耐震補強工事工程表（予定）」という資料についてご説明します。

工事の内容は、耐震に係る工事が上3つ、それに付随する工事の大きく4つに分けております。その内容は、青果セリ場から青果棟、松戸市の事務所、それから仲卸が一部入っておりますW棟が耐震工事の対象となります。

青果セリ場につきましては、次のページに平面図がございます。青果セリ場は大屋根を基にセリ場を構成しておりますが、合計21本の柱で支えております。そのうち、16本について補強工事を行うということでございます。

3枚目に側面図がございます。ほとんどの工事が柱の根元の部分です。こちらの方を補強することになります。このセリ場は3期に分けて建設されておりました、一番古い部分と一番新しい部分という所でも状況が少しずつ違っております。これらも合わせて行うということになっております。

4枚目の資料ですが、これは青果棟で1階が仲卸店舗、2階に卸売会社が入っている事務所でございます。そして、一番上が屋根部分になります。

ここにつきましては、卸売会社であります東京千住青果、仲卸事務所につきましてはそれぞれ仲卸の皆さまと協議をさせていただいて、どういう補強をするのか、どういう箇所に補強を施すのか、ということを確認して参りました。

最後のページですが、イメージが湧かないと思いますので、水産棟の実際に行った補強工事の写真を付けておきました。

左下の写真に筋交いが入っているかと思いますが、この様な補強の仕方を致します。そしてその補強が終わりますと右上、右下の様に鉄骨が露出するのではなく、パネルを張りまして工事を終えるという様な工事で補強いたします。

初めのページに移っていただきまして、工期の順番でございますけれども、設計、見積もりを出して業者を選定、そして工事に入るといった工程になります。

すでに、設計については着手しておりまして2019年には青果セリ場を着工

する予定になっております。

先ほども申しましたように、仕事をしながらの工事となりますので期間は長くなりますが、進捗状況によりましては早く終わる場合もございます。それらを緩和してなるべく皆さまにご不便をかけないような形で行いたいと思っております。

3番目のW棟につきましてはただいま、どのような方法をとるか検討中でございます。W棟については全部を取り壊す方法、2階部分を取り壊す方法、建物としては残すが2階部分を使用しない方法、といった3点のことから検討しております。

ただ、W棟につきましては詳細な決定はしていませんが、市場全体に与える影響としては非常に小さいものですので、まず上2つのセリ場と、青果棟の工事を重点的に行うということです。

これらの工事を行いますと、それぞれ冷蔵庫やセリ場の地面の問題だとか、そういう付随した問題も出てきますので、4番目としてそれらが終わりました時に、最後に整備をするというような工期にしています。

私どもといたしましては、先ほども申しましたように市場の安心安全ということを第一に、そしてご使用頂く皆様にもご不便をかけないように、また満足をして頂けるような建物にするということで、今後とも松戸市のご指導を頂きながら、関係各所、協議を重ねて万全の態勢で工事をしていきたいと思っておりますので、関係者の皆さまのご理解、ご協力のほど、この場をお借りいたしまして重ねてお願いする次第でございます。よろしくお願いいたします。

## 【会 長】

丁寧にご説明頂き、ありがとうございました。

ただいまの事務局及び佐藤委員の説明に関してご意見、ご質問等がありますか。

— 質問なし —

## 【会 長】

なければ、次に議事(2)「卸売市場法改正について」事務局から「①概要の説明」をお願いします。

## 【事務局】

それでは事務局から改正卸売市場法の概要につきまして、時間の都合上概略とはなりますが、今回の改正のポイント、食品流通を取り巻く情勢、改正の概要、改正により期待されるメリット、今後の予定につきましてご説明をさせていただきます。

消費生活課、市場を担当している今井と申します。よろしくお願いいたします。

お手元にあるカラー刷りの資料「改正卸売市場法の概要」をご覧ください。

まず、はじめに「1 改正のポイント」ですが、今回の市場法改正につきまして、3点ポイントがございます。

1つ目ですが、食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、今後も食品流通の核として堅持していきます。

2つ目は、農林漁業者の所得を向上させるとともに消費者ニーズに的確に応えていくためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や、付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していきます。

3つ目は、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進するため、食品流通構造促進法改正とセットで機能いたします。

なお、今回、卸売市場法が改正に至った理由は、今日の卸売市場を取り巻く環境が非常に厳しく、時代遅れとなった感のある現行の卸売市場法を見直す必要が生じたことがあげられております。

そこで、次の「2 食品流通を取り巻く情勢」をご覧ください。

現在の食品流通ですが、生活様式の変化等による消費者ニーズの変化、コンビニやネット通販、直売所など販売チャネルの多様化、物流業界における人手不足の深刻化、鮮度・安全性などへの関心の高まり、そして国内人口の縮小による消費量自体の減少など、食品流通を取り巻く情勢は大きく変化しております。

そして、卸売市場も例外ではなく、社会情勢や食品流通の変化による影響を受けております。

農林水産省のデータによりますと、卸売市場の市場経由率、こちらは野菜、果物などの青果物が卸売市場にどれだけ経由して消費者に届いているかの推移を示した数字となっておりますが、平成18年度は64.6%だったものが、平成27年度になると57.5%と、7.1%減少しております。

また、取扱金額、こちらは全国の地方卸売市場全体の金額とはなりますが、この取扱金額も平成18年度1兆3千957億円だったものが、平成27年度になると1兆3千317億円と、640億円減少しており、これらのデータから、近年、卸売市場全体のシェアが、縮小してきていることがわかります。

しかしながら、卸売市場は、野菜、果物に限らず、魚、肉なども含め、日々の食卓に欠かすことのできない多種・多様な生鮮食料品を、市民の皆さまに円滑かつ安定的に供給するなど、今日にいたるまで基幹的なインフラとして、重要な機能を果たしております。

更には、出荷者や取引参加者に対し差別的な取扱いを禁止するなど、公正な取引ルールもあることから、農家の方々にとっては、いつでも安心して出荷でき、また卸売業者、仲卸業者、買受人などは、適正な価格で取引ができるなど、公的な役割としての機能も有しております。

その為、卸売市場の公平な機能は堅持しつつ、今後も消費者のニーズに的確に応えていくためには、新たな需要の開拓や、付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが、これからの卸売市場には強く求められているところ



でございます。

従いまして、今回はそういった状況も踏まえ、市場法が大幅改正となっております。

資料をめぐっていただき、2ページ、「3 改正の概要」をご覧ください。

今回の主な改正点について、本日は特に地方卸売市場について、ご説明をさせていただきます。

まず(1)市場の開設・許認可等の①国の方針、計画についてですが、農林水産省としては、現在策定している卸売市場整備基本方針は廃止され、今後は運営、施設等の基本方針のみが示されることとなります。

また②の千葉県の整備計画も法律上の規定がなくなることから、恐らく廃止されるものと思われます。

④開設の許可についてですが、現行は千葉県知事が、南部市場の開設者である松戸市に対し、様々な規制をかけた上で開設を許可しております。

その為、許可された以外のことを行うことが出来ません。これが改正後は認定制へと変更になります。

認定制になることにより、共通の取引ルールなど、一定の条件を満たしていれば、卸売市場として自由に開設することが可能となります。具体的には、(2)取引ルールの部分となります。

この取引ルールには、全国の卸売市場が共通して守るべきルールと、市場ごとに設定できるルールとがございます。

まず、共通の取引ルール、この青色の部分となりますが、①売買取引の原則、②差別的取扱いの禁止、③売買取引の方法及び取引条件の公表、④代金決済の確保、そして⑤取引結果等の公表は、中央卸売市場、地方卸売市場に限らず、必ず守らないといけないルールとなります。

それ以外の取引ルール、黄色の部分につきましては、今回の改正に伴い、市場ごとに関係者の意見を聴くなどの公正な手続きを踏み、共通ルールに反しない範囲において、各市場で定める必要がございます。

具体的には、⑦第三者販売の禁止、⑧直荷引きの禁止、⑨商物一致の原則など、また地方卸売市場においては、⑥の部分となりますが、卸売業者は販売の委託の申込みがあった場合、その引き受けを拒んではならない受託拒否の禁止についても、各市場で設定することが可能となります。

なお、これらのルールにつきましては、現在、南部市場では、市業務条例において例外規定を除き、原則禁止をしているところでございます。

資料をめぐっていただき、3ページ、図1をご覧ください。

この図1は、第三者販売や直荷引きについて、示したものとなっております。

まず卸売業者の第三者への販売についてですが、現在、当該市場の仲卸業者や買受人以外、いわゆる市場外への卸売は、例外規定を除き、禁止をしております。

また、仲卸業者による直荷引きについても、当該市場の卸売業者以外からの買入れは、例外規定を除き、現在、禁止をしております。

従いまして、卸売業者、仲卸業者とも、現在の規定では、原則として市場内での取引だけが可能となっております。

その下の図2をご覧ください。

商物一致につきましても、卸売業者は、市場内の生鮮食料品以外は、例外規定を除き、卸売は出来ません。

出荷者から委託若しくは買付した農産物は、必ず卸売市場内に持ち込んで取引を行う必要があります。

このように、現行、様々な制限がある取引ルールを、今回の改正を契機に、市場流通の構造や社会情勢の変化、そして南部市場の現状を踏まえ、今後どのようにしていくのか、現行のまま規制するのか、一部規制を緩和するのか、もしくは全ての規制を無くし、完全に自由にすることがどうかなどを、様々な意見を伺いながら、検討していくこととなります。

資料をめぐっていただき、4ページ、「4 改正により期待されるメリット」をご覧ください。

第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致の原則など、現在、規制のあるルールを緩和した場合、新たな事業を展開する上で、市場関係者にとってどのようなメリットがあるかどうかですが、

例えば、①として、他市場への転送等の効率化が可能となります。これは卸売業者による第三者販売を規制緩和することにより、各卸売市場で需給の状況に応じて、市場間で農産物の過不足を迅速かつ柔軟に調整することができるようになります。

②として、販路の拡大と生産者の所得向上が考えられます。

卸売業者が市場外へ卸売をすることや、また仲卸業者が産地から自由に集荷することが可能となれば、新たな事業を展開することができ、販路の拡大が期待できます。

また、その結果として生産者にとっても所得向上に繋がっていくことが考えられます。

③の産地直送についてですが、商物一致の原則を緩めることにより、代金決済は産地から卸売市場を経由して小売店へ、実際の農産物は、産地から直接小売店へ直送するなど、物流コストの削減が可能となります。

その他にも規制を緩和することにより、市場施設の有効活用や食品加工事業の拡大など、卸売市場の活性化が期待されます。

従いまして南部市場としては、今後の社会情勢や他市場の動向、また市場関係者のご意見や、当審議会内で設置される市場取引委員会でのご意見もいただきながら、方向性を決めていきたいと考えております。

最後に「5 今後の予定」として、今回の改正に伴う本市のスケジュールについて、ご説明いたします。

まず、これまでの動きについてですが、既に昨年6月に改正卸売市場法は国会で可決し、公布されております。

その後、昨年10月に農林水産省から、政令・省令、及び基本方針が発表され、本市といたしましては、昨年11月から卸売業者である東京千住青果さんと、現在に至るまで定期的にヒアリングを実施しているところでございます。

そして本日2月5日、市場運営審議会を開催し、後ほどご説明いたしますが、当審議会内で市場取引委員会を設置、皆さまのなかから、取引委員を選任させていただく予定となっております。

市場取引委員会設置後の4月頃には、選任された委員にお集まりいただき、1回目の市場取引委員会を開催、市場関係者からのヒアリングや他市場の状況などを報告させていただき、委員の皆さまからご意見を伺いたいと考えております。

またその頃には、現行の市業務条例や施行規則について、改正案の策定も進めていく予定でおります。

そして6月頃には、2回目の市場取引委員会を開催し、策定した条例改正案、その頃はまだ素案的なものになると思われますが、市場取引委員の皆さまにご提示し、ご承認をいただければと考えております。

また7月には、市場運営審議会の委嘱式と審議会を予定していますので、そこで審議会委員の皆さまには、改正に伴う南部市場の方向性と、市場取引委員会でご承認いただいた条例改正案について、ご報告が出来ればと考えております。

12月には、市議会へ条例改正案を上程し、市議会議員の皆さまにご審議いただく予定です。

そして、条例改正後の来年1月以降は、千葉県へ認定申請の手続きを行い、6月の法施行に間に合わせる予定で進めていきたいと考えております。

以上となりますが、スケジュールにつきましては、今後、千葉県や他市場の動向も踏まえながら柔軟に対応していきたいと考えております。

その為、市場運営審議会や市場取引委員会の開催時期や回数、市議会への条例改正の上程時期などは変更する可能性もございます。

委員の皆さまには、ご迷惑をおかけすると思いますが、今後ともご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、事務局から「改正卸売市場法の概要」の説明とさせていただきます。

## 【会 長】

分かりやすい資料を作成して頂き、ありがとうございました。特に1ページと4ページの規制緩和によってどのようなメリットがあるかがすごく大事だと思います。

ただいまの事務局の説明に関してご意見、ご質問等がありますか。

小林議員お願いいたします。

### 【小林委員】

資料の2ページになります「(2)取引ルール等」の黄色と青の色分けで、少し前に見た資料には⑥は共通ルールになる資料を見たことがあるのですが。

### 【事務局】

こちらは、中央卸売市場の場合は共通ルールという形になります。地方につきましては、各市場で設定をするという形になります。

### 【小林委員】

ありがとうございます。

### 【会長】

ありがとうございました。他にご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、次に「②市場取引委員会（専門部会）の設置について」事務局から説明をお願いします。

### 【事務局】

それでは、「市場取引委員会の設置」につきまして、ご説明させていただきます。消費生活課市場担当の安田と申します。よろしくお願い致します。

お手元に、「市場取引委員会の設置について」というA4縦1枚の資料を配付しましたので、ご覧下さい。

市場取引委員会は、松戸市公設地方卸売市場運営審議会条例第7条で、「第2条第1項第2号及び第3号に規定する事項」を調査審議させるため、当審議会の専門部会として、「市場取引委員会」をおくと定められております。

また、「市場取引委員会の委員は会長が指名する」と定められております。

先ほど事務局より説明がありましたが、今回の改正では、卸売市場法上定められている共通のルール以外の、第三者販売や直荷引き等の「その他の取引ルール」について、取引参加者の意見を聴き各市場で定めることができるとなっております。この「その他の取引ルール」を定め、千葉県から認定を受ける要件として、今回設置する市場取引委員会での議事録の提出及び公表が必要となります。

したがいまして、今後は、松戸市の業務条例及び施行規則を改正することとなりますが、この一連の市場関係規定の改正につきましての意見、並びに、改正後の、いわゆる第三者販売や直荷引き等の「その他の取引ルール」に対する、「市場取引委員会における審議」が必要となりますので、本日の審議会において「市場取引委員」の選任をお願いするものです。

なお、規則の第5条において、「市場取引委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める」となっておりますので、併せて委員長の選任をお願いいたします。

以上で、市場取引委員会の設置についての説明を終わります。

**【会 長】**

ありがとうございました。

それでは、条例第7条の規定により市場取引委員会に属する委員は、会長が指名すると言う事ですので、私から選任させていただきます。

ご指名につきましては、市場関係委員を中心に、幅広いご審議をいただくため、生産者及び学識経験者等も加えまして、選任させていただきたいと思えます。

それでは、ご指名いたします。敬称は略させていただきます。

小林委員、木口委員、落合委員、佐藤委員、伊藤委員、斉藤委員、正司委員、をご指名いたします。

7名の委員さん、就任よろしくお願ひいたします。

— 承知いたしました —

**【会 長】**

次に、規定により「取引委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選による。委員会は委員長が召集する」となっておりますので、任命された7名の委員さんの中から委員長の選任を行います。立候補あるいは推薦をお願いいたします。どなたか、いらっしゃいませんか。

**【佐藤委員】**

せいつですが、私の方から取引委員会の委員長には、学識経験者であります、小林委員を推薦したいと思います。

**【会 長】**

ただいま委員長に小林委員が推薦されました。そのほかにございませんでしょうか。

ないようでしたら、委員長には、小林委員をお願いしたいと思います、よろしいでしょうか。

— 異議なし —

**【会 長】**

小林委員のご意向はいかがでしょうか。

**【小林委員】**

お受けいたします。

**【会 長】**

それでは、よろしくお願ひいたします。

次に議事の（３）「その他」について事務局よりお願いします。

#### **【事務局】**

はい、先ほど市場取引委員会に選ばれた委員の皆様には、この後、今後のスケジュール等のご説明をいたしますので、この運営審議会終了後、この場にお残りいただきますようお願いいたします。

また、その他の委員さんにつきましては、そのままお帰りとなります。以上です。

#### **【司 会】**

本日の審議会の議題は以上でございます。委員の皆様からは何かございますか。

それでは、最後になりましたが、本日の議事録を事務局にて作成をいたします。作成された議事録につきまして、会長、副会長にご確認をいただいたのち、皆様に配布させていただきますので、ご承知おきください。

また、市場運営審議会委員の皆様方の任期が、本年7月25日をもって任期満了となります。

新たな委嘱につきましては、お手数をかけることがあろうかと思いますが、その節にはご協力をお願い致します。

なお、審議会への報告事項等がございましたら、審議会の開催を予定いたしましたと考えておりますので、よろしくようお願いいたします。以上です。

#### **【会 長】**

他にございますか。

ペーパーで進めておりますけれども、運営をスムーズに活かせるためで詳細を打ち合わせておりますので、お気を悪くなさらないで頂きたいと思います。

それでは、以上をもちまして議事を終了させていただきます。ご協力をいただきありがとうございました。

－ 閉 会 －